

質疑回答書

令和2年6月25日

地方独立行政法人 京都市立病院機構

「令和2年度京都市立病院に係る都市ガスの供給」の件に関して、入札広告記載の内容に関する質疑について、以下の通り回答します。

質疑内容	回答
<p>1 入札公告7入札手続き(3)入札予定価格 「入札者は(中略)見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額(以下税抜単価という当該金額は0.01円単位まで切上とすること)に契約年間使用量を乗じたものの合計金額(以下「総価」という)を記載すること」とありますが、弊社供給条件では各月の使用量に1m³あたりの単価(0.01円単位:税抜)を乗じて、1円未満を切り捨てた金額をの合計した額が年間の合計金額になります。入札時の計算と実際にご請求させていただくときと計算が異なりますがご了解いただけますでしょうか。</p>	<p>承知する。</p>
<p>2 入札公告7入札手続き(9)その他イ 落札後、弊社様式の契約書をご使用いただけるのでしょうか、もし、貴院の契約書(案)があれば提示いただけるのでしょうか。また、提示いただいた場合、貴院の契約書(案)についての質問期間の猶予をいただけるのでしょうか。弊社様式の契約書、貴院の契約書(案)いずれをご使用される場合も契約書と、仕様書、弊社の供給条件を合綴いただけるのでしょうか。</p>	<p>貴社様式の契約書を以って協議させていただくことを考えている。 原契約が満了するまでに契約を締結することを前提に、質問期間の猶予を設けることは可能である。 いずれを使用する場合も契約書と仕様書、供給条件は合綴する。</p>
<p>3 仕様書16 秘密の保持 弊社は検針業務、料金業務を外部委託しています。「委託する第三者に秘密保持を遵守させるとともに、それが分かる書面</p>	<p>検針業務、料金業務を委託している第三者から貴社へ提出し秘密保持を遵守させている任意様式の書面(誓約書等)を当院へ御提出ください。提出が困難な場合、入札執行後、</p>

<p>(誓約書等)を別途提出すること」とありますが、貴院様式の書面がありましたら、入札までに提示いただけるでしょうか。</p>	<p>落札者へ契約書を締結するまでに当院様式の書面を速やかに提示する。</p>
<p>4 ガス供給約款に関する証明書</p> <p>「入札に参加しようとするガス小売事業者が、ガスの供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、ガスの供給条件が、一般ガス小売事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）のガス供給条件に準じた内容のものであること。」とありますが、「一般ガス小売事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）のガス供給条件」は「一般ガス導管事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の小売託送供給約款」ではないでしょうか。※従来の「一般ガス事業者」と言う類型は2017年4月のガス事業法の改正時に廃止されています。</p>	<p>御指摘のとおりである。</p>